

(目的)

第1条 この要綱は、奉仕活動として公園の軽易な管理を行う地域の団体(以下「公園愛護会」という。)に対し、報奨金を交付することにより、良好な都市環境と健全な街づくり及び公園愛護精神の高揚に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公園」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に定める都市公園のほか、市で設置管理する公園及び緑地をいう。

2 この要綱において「地域の団体」とは、奉仕活動として軽易な管理を行う自治会、婦人会、老人会等の既存の団体のほか、奉仕活動を行うことを目的に設立された5人以上から成る代表者のいる団体をいう。

(代表者及び役員)

第3条 公園愛護会は、公園愛護奉仕活動団体役員届(様式第1号)により代表者及び役員を届け出なければならない。

2 前項の代表者は、市内に在住又は在勤する者で、20歳以上のものとする。

3 公園愛護会は、代表者及び役員に変更のあった場合は、公園愛護奉仕活動団体役員変更届(様式第2号)により届け出なければならない。

(協定の締結)

第4条 市長は、公園愛護会と本庄市公園愛護奉仕活動協定書(様式第3号。以下「協定書」という。)を結ぶものとする。

2 協定を結ぶ公園愛護会の数は、1つの公園につき1団体とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(活動の内容)

第5条 公園愛護会は、次の活動を行うことができる。

- (1) 清掃に関すること。
- (2) 除草に関すること。
- (3) 花壇及び樹木の管理に関すること。
- (4) その他公園の管理に関することで市長が必要と認めること。

(報奨金の交付)

第6条 報奨金の交付対象となる活動期間(以下「活動期間」という。)は、前年度の3月から当該年度の2月までの1年間を基準とする。

2 報奨金は、活動期間終了後の3月に交付する。ただし、活動期間内に一度も公園愛護奉仕活動を実施しなかった場合には、その活動期間に係る報奨金は交付しない。

3 報奨金の交付を受けようとする公園愛護会は、活動期間終了後、公園愛護奉仕活動実施報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の報告書の内容について適当と認めたときは、報奨金を交付するものとする。

(報奨金の額)

第7条 報奨金の額は、1公園当たり1万4,000円を基礎額とし、協定書に定める対象面積及び活動期間中の活動実績に応じ別表に定める額を加算するものとする。

2 1つの団体が複数の公園を対象として活動する場合、前項に規定する加算額は、公園ごとの対象面積及び活動期間中の活動実績に応じ算出した額を合算するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日告示第234号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則(平成21年4月1日告示第119号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年3月30日告示第96号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第128号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月14日告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第7条関係)

活動実績及び公園面積	2か月以上5か月未満	5か月以上9か月未満	9か月以上
501m ² 未満	2,000円	4,000円	6,000円
501m ² 以上1,001m ² 未満	4,000円	8,000円	12,000円
1,001m ² 以上1,501m ² 未満	6,000円	12,000円	18,000円

1, 501m ² 以上2, 001m ² 未満	8, 000円	16, 000円	24, 000円
2, 001m ² 以上2, 501m ² 未満	10, 000円	20, 000円	30, 000円
2, 501m ² 以上	12, 000円	24, 000円	36, 000円

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

公園愛護奉仕活動団体役員届

このたび、本庄市と公園愛護奉仕活動協定を締結するに当たり、下記のとおり役員氏名等をお届けいたします。

年 月 日

(あて先)本庄市長

団体名
代表者氏名

記

1 役員氏名等

役職名	氏 名	住 所	電話番号

2 会員数 _____人

様式第3号(第4条関係)

本庄市公園愛護奉仕活動協定書

本庄市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、公園管理
に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地域住民自らが、地域の公園を奉仕活動として管理し、公園を快適
な環境に保ち、ふれあいの場を創り出すことを目的とする。

(対象公園等)

第2条 この協定の対象となる公園の所在地、名称、面積、区域等は、別紙明細書及び図
面のとおりとする。

(協定の期間)

第3条 この協定の期間は、協定を締結した日から 年 月 日までとする。ただ
し、期間満了日の1箇月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、自動的に1
年間協定を継続し、以降同様とする。

(公園の維持管理)

第4条 乙は、次に掲げる事項を別紙明細書の実施計画のとおり行うものとする。

- (1) 清掃、除草及び花壇や樹木の管理並びに遊具の点検等
- (2) 樹木、遊具等の盗難、損傷、故障及び病虫害が発生した場合における甲への報告
(甲の措置)

第5条 甲は、協定の公園の維持管理について、乙に対し助言及び協力を行うものとす
る。

(報奨金の交付)

第6条 甲は、本庄市公園愛護奉仕活動報奨金交付要綱(平成19年本庄市告示第22号)に基
づき、乙に報奨金を交付するものとする。

(報告)

第7条 乙は、代表者等が変更となったときは、甲に報告するものとする。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれそ
の1通を保有する。

年 月 日

甲 本庄市本庄3-5-3
本庄市
本庄市長



乙 本庄市
団体名
代表者氏名



別紙明細書

1 対象公園明細

	公園名	所在地	面積(m ²)
(1)			
(2)			
(3)			

2 公園愛護奉仕活動実施計画

	作業内容	実施時期及び回数	参加人員
(1)	清掃		
(2)	除草		
(3)	花壇管理		
(4)	樹木管理		
(5)	遊具の点検		
(6)	その他()		
	()		
	()		

様式第4号(第6条関係)

公園愛護奉仕活動実施報告書

公園名 ()

実施年月日	実施した作業項目 (該当する作業に○を付ける)	作業内容及び備考	実施人数
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人
年 月 日	清掃・除草・樹木管理・花壇管理 その他 ()		人

※1枚で記載しきれない場合には、報告書を適宜追加してください。

※活動状況が分かる写真を添付してください。

上記のとおり報告します。

年 月 日

(あて先) 本庄市長

団体名
代表者名